

香南市小中学校 ICT 支援員派遣業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

小・中学校に整備した ICT 機器及び、本年度導入予定の電子黒板をさらに効果的に活用し、個々の能力に応じた学び、子どもが互いに学び合う協働的な学び及び校務の情報化を進めていくため、教員・児童・生徒へ支援等を行う ICT 支援員を配置するために派遣業務を委託する。業者選定に当たっては、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名

香南市小中学校 ICT 支援員派遣業務

(2) 業務内容

「香南市小中学校 ICT 支援員派遣仕様書」のとおり

(3) 派遣期間

令和 3 年 9 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

(4) 見積限度額

9,090,000 円（消費税及び地方消費税は含まない）

※契約金額の限度額であり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 参加表明書の提出日時点において、香南市の物品購入及び役務の提供に係る競争入札参加資格有資格者名簿の「代行関連」のうち、「小中学校向け ICT 教育サポート」又は、「人材派遣」に搭載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 香南市建設工事請負業者指名停止措置要綱、香南市物品購入及び業務委託等の契約に関する指名停止措置要綱及び指名回避措置基準要領に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4. 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問は、質疑書（様式 1）により電子メールにて受け付ける。

メールアドレス：gakkou@city.kochi-konan.lg.jp

(2) 受付期間

令和 3 年 6 月 2 日（水）～令和 3 年 6 月 10 日（木）17 時まで

(3) 回答方法

香南市公式ウェブサイトの当業務ページに掲載する。

(4) 回答期限

令和 3 年 6 月 15 日（火）17 時までに回答する。

5. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式2）
- イ 会社概要（任意様式又はパンフレット等）
- ウ 労働者派遣事業の許可書の写し

(2) 提出期限

令和3年6月21日（月）

(3) 提出場所

〒781-5292 高知県香南市野市町西野 2706 番地
香南市教育委員会学校教育課 学校教育係

(4) 提出方法

追跡情報が残る郵送（提出期限までに必着）又は持参。
※持参の場合、受付時間は閉庁日を除く9時から17時までとする。

6. 参加の辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式3）

(2) 提出期限

令和3年7月5日（月）

(3) 提出場所

5（3）に同じ

(4) 提出方法

5（4）に同じ

7. 企画提案書等の提出

参加承認を受けた者は企画提案書提出届（様式4）に下記書類を添付し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

日本工業規格A4サイズ20ページ以内とし、「香南市小中学校 ICT 支援員派遣業務仕様書」に基づき作成し、A4サイズ紙ファイルに綴じ込むこと。

イ 企画提案概要書（様式5）

ウ 見積書（任意様式。積算根拠を明確にした内訳書も添付すること。）

(2) 提出期間

令和3年6月23日（水）～7月5日（月）

(3) 提出部数

企業名入り1部、企業名を特定できないもの8部を提出すること。

(4) 提出場所

5（3）に同じ。

(5) 提出方法

5（4）に同じ。

8. プレゼンテーション

(1) 実施日時

令和3年7月15日（木）10:00～ 予定 ※詳細は令和3年7月6日（火）に通知する。

(2) 出席者

1 提案者 3 名以内。

(3) 実施方法

ア 1 提案者 40 分程度（提案 30 分、質疑 10 分）とする。

イ 事前に提出された提案書に沿って説明を行うこと。

ウ 実施時の追加資料の配布は禁止する。

エ 企業名等を特定できる内容（挨拶、企業名・ロゴの表示等）で行わないこと。

※新型コロナウイルスの感染状況に応じて、リモートでの開催となる場合がある。

9. 契約候補者の選定

当該業務に係る企画提案事業者を募集し、提出された企画提案書を本市が設置する「香南市小中学校ICT支援員派遣業務業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、最も優れた提案を行ったと判断された者を契約候補者として選定する。

(1) 契約候補者の選定

選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーションを受け、各委員がつけた評価点を合計した総評価点数が最も高い者を契約候補者として選定し、次いで高い者を次点者とする。

(2) 結果の通知

ア 契約候補者に選定した者に対しては、選定した旨、総評価点及び契約手続きの旨を通知する。

イ 契約候補者に選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨を通知する。なお、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

ウ 令和 3 年 7 月 26 日（月）までに郵送で通知する。

10. 評価項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションの内容に関する評価は、次の評価基準により行う。

評価項目	主な評価基準	評価点
会社概要	経営理念が存在し、本業務の目的の達成に適しているか。	5 点
	公立学校における ICT 教育及び ICT 支援員に必要な資質についての理念があるか。	5 点
	連絡窓口が明確で、学校や教育委員会からの相談・要望に対して、迅速な対応ができるか。	10 点
法令遵守	法令を遵守し、十分な知識と理解の下、適正な事業運営がなされているか。	10 点
リスクマネジメント	危機管理マニュアルがあり、緊急対応体制が十分であると判断できるか。	10 点
管理業務	ICT 支援員へのサポート内容が、ICT 支援員が業務を確実に履行し、学校の ICT 活用支援を十分に行うことに資する内容となっており、かつ各 ICT 支援員の支援状況を十分に把握し、改善やスキルアップを促せる内容となっているか。	15 点
	ICT 支援員の急な欠員や事故等が起きた場合、また、本業務の履行にふさわしくない人材の配置が生じた場合に適切な対応ができるか。	15 点
授業支援	本市が導入した端末やソフトを授業で効果的に活用することができる支援が期待できるか。	20 点
ICT 環境管理・整備	校内の ICT 機器（AC アダプタ等の付属品含む）の充電状況や保管状況（台数確認を含む）や機器の調子や不具合の有無について確認・対処を確実に行うことが期待できるか。	10 点
独自提案	児童、生徒の情報活用能力や学力向上のため、ICT をより効果的に活用する独自の提案はあるか。（見積り金額内で実施可能な提案内容とする。）	10 点
	その他、本業務の品質を高める独自性があるか。	10 点

障害対応支援	障害発生時に、教員の負担にならないような、応急対応や早期の解決が期待できるか。	15点
価格	企画内容と総合的に判断して見積額に企業努力がみられるか。	15点
ICT 支援員の 資質・能力・ 体制	業務の遂行に必要な研修を実施し、本市が導入する端末やソフトの知識を十分に備えた人材の配置が期待できるか。	10点
	教員や児童・生徒と関わっていくうえで適切なコミュニケーション能力や積極的に関わろうとする姿勢を持ち、個人情報の守秘義務を理解し、教育の場における礼儀やマナーを身につけた人材の配置が期待できるか。	10点
	ICT 支援員を何名配置できるか。また各校、平均して週に何回 ICT 支援員が訪問できるか。	30点
合 計		200点

1.1. 契約の締結

(1) 契約締結交渉

市長は、契約候補者に選定された者と本プロポーザルに提出された書類の内容を基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、契約を締結するものとする。

なお、契約候補者に選定された者が契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、次点者となった者と契約交渉を行う。

(2) 契約の特定条件

契約保証金は免除する。

1.2. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者及び契約候補者の資格を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (3) 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (4) 提案書が定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合。

1.3. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書及び見積書作成等、本プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (3) 提出できる企画提案書は1点のみとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (5) 提出された企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 提出された関係書類は返却しない。
- (7) 参加表明した者は本プロポーザルへの参加を原則認める。ただし、参加者が多数の場合には参加表明書等による書類選考を行い3者程度とする。参加承認の可否の連絡は6月22日（火）までに参加表明書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで通知するものとする。
- (8) 企画提案書の提出者が1者の場合でも本プロポーザルは成立する。その場合、1者について審査した上で評価が一定水準に達していれば契約候補者に選定する。

14. プロポーザルの実施スケジュール（予定）

実施期間	実施内容
令和3年 6月 1日（火）	プロポーザル実施要領及び仕様書の公表
令和3年 6月10日（木）	質疑書受付期限（メールで受付）
令和3年 6月15日（火）	質疑書回答期限（ホームページ上で回答）
令和3年 6月21日（月）	参加表明書提出期限（持参又は郵送必着）
令和3年 6月22日（火）	参加承認可否通知（メールで通知）
令和3年 7月 5日（月）	企画提案書提出期限（持参又は郵送必着）
令和3年 7月 6日（火）	プレゼンテーション日時のお知らせ（メールで通知）
令和3年 7月15日（木）	プレゼンテーション実施
令和3年 7月26日（月）	結果通知